

# 第57回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 次 第

令和3年5月28日（金）19時30分から  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

# 新型コロナウイルス感染症に関する対応

## 1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 5月27日15時時点)

国・地域		感染者数	死亡者数
米	国	33,190,161	591,947
イ	ン	27,157,795	311,388
ブ	ラ	16,274,695	454,429
フ	ラ	5,683,143	109,185
ト	ル	5,212,123	46,787
ロ	シ	4,968,421	117,595
英	国	4,486,168	128,010
イ	タ	4,201,827	125,622
ド	イ	3,667,041	88,000
ス	ペ	3,657,886	79,855
そ	の	59,696,630	1,441,803
合	計	168,195,890	3,494,621

※192の国・地域で確認されている。

## ○国内の発生状況(厚生労働省発表5月26日24時時点)

都 道 府 県	感染者数	死亡者数
東 京	158,410	2,031
大 阪	98,610	2,217
神 奈 川	60,399	871
愛 知	45,220	730
埼 玉	43,198	778
兵 庫	39,084	1,136
千 葉	36,629	673
北 海 道	35,957	1,038
福 岡	33,327	429
沖 縄	15,743	148
そ の 他	160,335	2,546
合 計	726,912	12,597

※チャーター便帰国者15名、空港検疫2,926名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

# ○都の発生状況(5月27日19時00分時点) 新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数(累計)	159,094人
入院	2,171人
軽症・中等症	2,102人
重症	69人
宿泊療養	1,081人
自宅療養	1,509人
入院・療養等調整中	808人
死亡	2,042人
退院等(療養期間経過を含む)	151,483人

## 陽性者数の内訳

- ・海外からの旅行者 3名(中国在住)
- ・都内在住者等 159,091名

### (注)

- ・チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- ・「重症」は、人工呼吸器管理(ECMOを含む)が必要な患者数を計上
- ・退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

## ○ 直近の国の動き

- 3月 5日 第57回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 3月18日 第58回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月 1日 第59回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月 8日 第1回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 4月 9日 第60回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置実施  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月15日 第2回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 4月16日 第61回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月23日 第62回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月27日 第3回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 5月 7日 第63回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 5月14日 第64回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 5月19日 第65回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 5月21日 第66回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 5月28日 第67回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

## ○ 直近の都の動き

- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 5日 第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月18日 第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月24日 第53回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月 9日 第54回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月23日 第55回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月 7日 第56回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年3月8日零時から3月21日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施  
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月12日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月25日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年5月12日零時から5月31日まで)

# 新型コロナウイルス感染症への各局の対応

## ○直近の各局の主な対応(3月～)

### 【政策企画局】

- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(3月5日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(3月8日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(3月18日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(3月18日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同取組実施(3月24日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(4月16日)
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同メッセージ発出(4月21日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(4月28日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、国への共同要請(5月6日)
- ・ 若い世代の外出自粛等について効果的に呼びかけていくため、その意識や行動に関してオンラインアンケート調査を実施(5月17日～18日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(5月21日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、国への共同要請(5月26日)

### 【総務局】

- ・ 「コロナ対策リーダー」の登録開始(3月22日～)
- ・ 民間事業者のサービスを活用し、窓口等の混雑情報を発信(3月22日～)【戦略政策情報推進本部共管】
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談を開始(4月1日～)
- ・ 「コロナ対策リーダー」の研修開始(4月1日～)
- ・ 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトの実施(4月12日～)
- ・ 繁華街を訪れている都民に対し外出自粛への協力等の呼びかけの実施(4月12日～)
- ・ 車両を活用した広報活動を実施(4月12日～)【環境局・建設局・水道局・下水道局・港湾局・主税局】
- ・ 路上や公園での飲酒への注意喚起等の呼びかけを実施
- ・ 「徹底点検TOKYOサポート」サポートプロジェクト等における会計年度職員の任用を実施
- ・ 「飲食店等の感染防止対策TOKYOサポートポータル(リーダーのひろば)」公開(4月27日)
- ・ 繁華街を訪れている若者に対しアンケートを実施(4月30日)
- ・ 飲食店等に対する施設の使用制限(営業時間短縮)等についての要請・命令(緊急事態措置期間(4月25日～)、要請：198店舗、命令：42店舗)

## 【主税局】

- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を令和2年6月1日より開始、令和3年5月6日より対象アプリを拡大
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した事業者への固定資産税等の軽減措置について、ディスプレイ（バナー）広告、新聞広告（日刊主要6紙）等を活用した周知徹底
- ・国が所得税等の申告納付期限（延長前：令和3年3月15日）を令和3年4月15日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の申告期限（延長前：令和3年3月15日）についても令和3年4月15日まで延長
- ・感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置
- ・34都税事務所等の全窓口の混雑状況配信サービスを開始
- ・納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、固定資産税及び都市計画税の土地の課税標準額を令和2年度の課税標準額に据え置く措置を実施

## 【生活文化局】

- ・広報東京都3月号で、感染症に対応した支援について掲載
- ・年度末に向けて、感染症拡大への警戒を広く都民に呼び掛けるため、広報東京都特別号を発行（3月14日）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けにワクチン接種に関するチラシを「やさしい日本語」を含む16言語で作成・配布
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに段階的緩和期間における都の対応について「やさしい日本語」で発信
- ・広報東京都4月号で、東京iCDC、感染症に対応した支援・対策について掲載
- ・私立学校に対して、都立学校の措置を参考に感染症対策の徹底について協力を要請
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けにまん延防止等重点措置期間中における対応について「やさしい日本語」で発信
- ・感染拡大防止CMを4月23日から5月11日まで集中的に放映
- ・4月23日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応  
都立文化施設等の休館及び文化事業の中止、私立学校に対して都立学校の措置を参考に感染症対策の徹底について協力を要請等
- ・広報東京都5月号で、G.Wの感染拡大防止対策、感染症に対応した支援・対策について掲載
- ・LINEで、緊急事態措置等に関する情報を掲載するなどメニューを拡充
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに都の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、外国人等が抱える連休中の不安等に対応するため、東京都多言語相談ナビ（TMC Navi）を4月29日及び5月3日に臨時開設
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに緊急事態宣言等が延長される5月12日以降の都の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・「学校生活のコロナ対策」（動画・リーフレット）を活用した感染症対策の徹底を私立学校へ周知
- ・広報東京都6月号で、感染防止対策、感染症に対応した支援、相談窓口について掲載



## 【都民安全推進本部】

- ・若者総合相談センター（若ナビα）にて、従来の電話・メール・LINE相談に加え、面接相談にZOOMを活用したオンライン相談機能を追加（5月1日～）
- ・繁華街を訪れている若者に対し外出自粛への協力を呼びかけ（5月8日～）

## 【オリンピック・パラリンピック準備局】

- ・都立スポーツ施設等の一部利用中止等の期間延長（1月11日から3月21日まで）
- ・感染防止対策の徹底及び運動前後の会食を徹底して控えるよう呼びかけを行った上で、都立スポーツ施設等の利用を3月22日から順次再開
- ・4月25日から都立スポーツ施設等を休館
- ・感染防止対策の徹底及び運動前後の会食を徹底して控えるよう呼びかけを行った上で、屋外スポーツ施設の利用を5月12日から再開（屋内スポーツ施設は、引き続き休館）

## 【都市整備局】

- ・鉄道の終電時刻の繰り上げ等について、1都3県で国及び鉄道事業者に対し共同要請
- ・「春のスムーズビズ実践期間」（3/1～5/9）を冬の期間（12/1～2/28）に引き続き設定し、テレワークやテレハーフ、時差出勤などの取組継続を企業等に呼びかけ
- ・春のダイヤ改正で終電を繰り上げない鉄道事業者等に対し、繰り上げの継続を要請
- ・GW期間中の鉄道の減便や土休ダイヤの適用について国及び鉄道事業者に要請
- ・まちづくり団体等に対し、大規模施設の夜間照明等について、防犯対策上、必要なものを除き、20時以降の消灯についてお願い
- ・屋外広告物関係団体等に対し、デジタルサイネージなど屋外広告物の20時以降の消灯についてお願い

## 【環境局】

- ・環境局所管施設の臨時休館・臨時休園の継続
- ・4月23日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応  
自然公園施設等の駐車場を閉鎖
- ・閉鎖した自然公園施設等の駐車場は、5月12日から再開

## 【住宅政策本部】

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大した。また、随時募集において新たな団地を追加（合計355戸）
- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、拡充した都営住宅の毎月募集（4～6月）及び随時募集を継続して実施（合計285戸）

## 【病院経営本部】

- ・都立・公社病院のうち、8病院に「コロナ後遺症相談窓口」を設置（3月30日以降順次設置）

## 【産業労働局】

- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（3月5日）
- ・「1都3県テレワーク集中実施期間」の延長について公表（3月5日）
- ・飲食店の感染症対策に必要な消耗品の共同購入の支援について公表（3月8日）
- ・新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業支援プロジェクトの決定について公表（3月15日）
- ・サテライトオフィスとして客室を提供できる多摩地域の宿泊施設の募集を開始（3月15日）
- ・「TOKYOテレワークアワード」大賞企業の決定について公表（3月15日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(3/8～3/31実施分)」における3/22から3/31までの取扱いについて公表（3月18日）
- ・飲食事業者向けテラス営業支援の追加募集について公表（3月18日）
- ・飲食店を含む団体等の消耗品購入を助成する新たなメニューの開始について公表（3月18日）
- ・テレワーク導入率の調査結果（3月前半）を公表（3月19日）
- ・休業支援金・給付金等の申請手続きに関する社会保険労務士による相談を開始（3月19日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(2/8～3/7実施分)」の申請受付を開始（3月26日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/1～4/21実施分）」について公表（3月26日）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供について公表（3月29日）
- ・「宿泊施設テレワーク利用促進事業」の申請受付開始（4月1日）
- ・出勤者数の削減に向けて「トコトン・テレワーク」の実施について公表（4月1日）
- ・テレワーク導入率の調査結果（3月後半）を公表（4月2日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/1～4/21実施分）」の一部変更について公表（4月9日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/12～5/11実施分）」について公表（4月9日）
- ・「タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）」の申請受付期間等の延長について公表（4月13日）
- ・「宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業」の申請受付期間等の延長について公表（4月13日）
- ・「飲食店経営者向け業態転換支援事業」の申請受付期間等の延長について公表（4月13日）
- ・中小企業等による感染症対策助成事業の充実について公表（コロナ対策リーダー実施店舗に対する支援を実施）（4月13日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策にかかる知事と経済団体との意見交換を実施（4月13～16日）  
（東京商工会議所、東京都中小企業団体中央会、東京都商工会連合会、経済同友会、日本経済団体連合会）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供の拡充について公表（4月16日）

## 【産業労働局】

- ・新型コロナウイルス感染症対策にかかる知事と経済団体との意見交換を実施（4月23日）  
（東京商工会議所、日本経済団体連合会）
- ・「テレワーク・ワンストップ相談窓口」の開設について公表（4月23日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/12～5/11実施分）」の一部変更について公表（4月23日）
- ・「休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金」について公表（4月23日）
- ・「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」について公表（4月23日）
- ・コロナ禍における雇用対策事業（雇用創出・安定化支援事業等）の開始について公表（4月26日）
- ・オンラインツアー造成支援事業の拡充について公表（4月28日）
- ・テレワーク促進助成金の募集開始について公表（4月28日）
- ・サテライトオフィス設置等補助金の募集開始について公表（4月28日）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進奨励金の申請受付を開始（4月30日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（3/8～3/31実施分）」の申請受付を開始（4月30日）
- ・「経営者向けテレワーク集中セミナー」を開催（5月1～3日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（5/12～5/31実施分）」について公表（5月7日）
- ・「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（5/12～5/31実施分）」について公表（5月7日、12日）
- ・「休業要請を行う大規模施設に対する協力金（5/12～5/31実施分）」について公表（5月7日、12日、18日）
- ・緊急販路開拓助成事業の開始について公表（5月7日）
- ・テレワーク導入率の調査結果（4月）を公表（5月7日）
- ・「新しい日常」対応型サービス創出支援事業の申請受付を開始（5月11日）
- ・コロナ禍での中小企業の多様な経営課題に対応する専門家派遣の申請受付を開始（5月12日）
- ・テレワーク・マスター企業支援事業の開始について公表（5月12日）
- ・「デジタル人材育成支援事業」の募集開始について公表（5月17日）
- ・「観光事業者の経営力強化に向けた専門家派遣」の申請受付を開始（5月26日）
- ・「緊急対策委託訓練」の開始について公表（5月26日）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談（解雇・雇止めや「リモートハラスメント」等）を実施（5月27日、28日）

## 【中央卸売市場】

- ・市場の一般見学等の中止期間を延長
- ・市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予（R3.9支払い分まで）

## 【建設局】

- ・建設局所管施設の臨時休園・臨時休館の継続及び一部施設の使用中止
- ・都道におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・都立公園における飲食等の臨時出店の運用を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・一時的に道路占用料等の納付が困難な事情がある占用者等に対し、納付期限を猶予（R3年度分）
- ・4月23日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応  
都立公園内の駐車場・運動施設及び奥多摩周遊道路に設置している全ての駐車場を閉鎖  
都立公園内の売店の営業を休止、キッチンカーの出店を取り止め
- ・5月7日に発出された緊急事態宣言等の延長に伴い、4月23日の同宣言等発出時の対応を延長するとともに、都立公園内の駐車場・運動施設は基本的対処方針に沿って再開

## 【港湾局】

- ・港湾局所管施設の臨時休園・臨時休館の延長及び一部施設等の利用中止
- ・臨港道路におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・海上公園におけるテラス営業などのため公園使用の規制を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・一時的に港湾占用料等の納付が困難な事情がある占用者等に対し、納付期限を猶予（R3年度分）
- ・4月23日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応  
海上公園内の駐車場及び運動施設を閉鎖
- ・5月7日に発出された緊急事態宣言等の延長に伴い、4月23日の同宣言等発出時の対応を延長するとともに、海上公園内の駐車場・運動施設は基本的対処方針に沿って再開

## 【交通局】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都営交通の全車両に抗ウイルスコーティング（第三者機関による試験で99.9%以上減少を確認）を開始し、2月15日から順次運行開始
- ・緊急事態宣言解除後も、当面の間、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの終電繰り上げを継続することを公表（3月18日）、都バスの深夜バス最終便の一部繰り上げダイヤを継続実施
- ・都営大江戸線、日暮里・舎人ライナー、東京さくらトラム及び都バスで、大型連休期間中の平日に減便などを実施
- ・「自衛隊東京大規模接種センター」の開設に伴い、都バスによる東京駅発着の無料シャトルバスの運行支援、都営地下鉄大手町駅におけるコンシェルジュの配置やポスターを活用した案内を実施

## 【水道局】

- ・水道局所管施設の臨時休館及びイベントの中止の延長
- ・水道料金・下水道料金の支払猶予の受付期間を令和3年9月30日まで延長

## 【下水道局】

- ・下水道局所管施設の臨時休館の延長
- ・下水中に含まれる新型コロナウイルスの流行状況調査として、教育施設周辺のマンホール等から下水を採取し、東京都健康安全研究センターで分析を実施
- ・下水中に含まれる新型コロナウイルスの調査として、大学の学生寮等から排出される下水を採取し、東京都健康安全研究センターで分析を実施

## 【教育庁】

- ・緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について  
(区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (3月5日)
- ・緊急事態宣言の解除に伴う都立学校の対応について (区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (3月18日)
- ・まん延防止等重点措置の適用に伴う都立学校の対応について  
(区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (4月9日)
- ・緊急事態宣言下における都立学校の対応について  
(区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (4月23日)
- ・都立図書館の来館サービスの休止及び来館しなくても利用できるサービスの提供等
- ・都立学校において、緊急事態宣言の延長に伴い、時差通学・分散登校等の実施及び飛沫感染の可能性の高い教育活動・部活動の中止等  
(区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (5月7日)
- ・「学校生活のコロナ対策」(動画・リーフレット)を活用した感染症対策の徹底を周知  
(区市町村に同様の感染症対策の徹底を周知) (5月21日)

## 【東京消防庁】

- ・各種行事の中止や縮小を決定
- ・予防関連届出書類等の郵送による受付を開始
- ・事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起
- ・各種法定講習(危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等)は感染防止対策を更に講じた上で、通常規模により実施

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

---

令和3年5月28日  
東京都

# 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和3年6月1日（火曜日）0時から6月20日（日曜日）24時まで

## (3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

### ①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

### ②事業者向け

- ・施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

### ③その他

今後の感染状況次第では、措置等の内容を機動的かつ抜本的に強化

## 2. 都民向けの要請

### ● 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

### ● 特に、以下のことについて徹底（法第45条第1項）

- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・ 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は、極力控えること
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛



### 3. 事業者向けの要請等

#### (1) 施設規模に応じて営業時間短縮・休業等を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	<b>【1,000㎡超の施設】</b> (平日) <ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>営業時間短縮</b>を要請 (5時から20時まで) (生活必需物資を除く。) (法第24条第9項)</li><li>・ <b>入場整理等の実施</b>を要請 (法第45条第2項)</li></ul> (土日) <b>休業</b> を要請 (生活必需物資を除く。) (法第24条第9項)
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	

● 全施設について、**業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底**を要請 (法第24条第9項)

# 3. 事業者向けの要請等

## (2) 休業を要請する施設（遊興施設、飲食店）

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
<p>酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号）</p> <p>（飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。）</p>	<p>キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設</p>	<p>●休業を要請 (法第45条第2項)</p> <p>（酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。）</p>
<p>酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号）</p> <p>（利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。）</p>	<p>飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)</p>	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

# 3. 事業者向けの要請等

## (3) 営業時間の短縮等を要請する施設（遊興施設、飲食店等）

<b>施設の種類</b> (特措法施行令第11条該当施設)	<b>内 訳</b>	<b>要請内容</b>
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設（第11号） （飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>営業時間短縮</b>を要請                (5時から20時まで)                (法第45条第2項)</li> <li>● <b>特措法施行令第12条に規定される各措置</b>を要請 (法第45条第2項)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止                    (すでに入場している者の退場を含む)</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置                    (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> </li> </ul>
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店（第14号） （利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。）	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	(同左)
集会場等（第5号）	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>酒類及びカラオケ設備の提供停止</b>を要請 (法第45条第2項)</li> <li>● <b>営業時間短縮</b>を要請                (5時から20時まで)                (法第45条第2項)</li> <li>● 以下の事項について、協力依頼               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.5時間以内」での開催</li> <li>・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> </ul> </li> </ul>

● 全施設について、**業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底**を要請 (法第24条第9項)

# 3. 事業者向けの要請等

## (4) 規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った使用の要請等を行う施設

<b>施設の種類</b> <small>(特措法施行令第11条該当施設)</small>	<b>内 訳</b>	<b>要請内容</b>
劇場等（第4号）	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>規模要件等に沿った施設の使用</b>を要請  <small>(人数上限5,000人かつ収容率50%以内)</small>  <small>(法第24条第9項)</small></li> <li>● <b>営業時間短縮</b>を要請（法第24条第9項）               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ イベント開催の場合は、                    →5時から<b>21時までの営業時間短縮</b>を要請</li> <li>○ イベント開催以外の場合は、                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,000㎡超の施設                        →5時から<b>20時までの営業時間短縮</b>を要請</li> <li>・ 1,000㎡以下の施設                        →5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼</li> </ul> </li> <li>○ 映画館については、                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,000㎡超の施設                        →5時から<b>21時までの営業時間短縮</b>を要請</li> <li>・ 1,000㎡以下の施設                        →5時から21時までの営業時間短縮の協力依頼</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● <b>入場整理等の実施</b>を要請  <small>(法第45条第2項)</small></li> <li>● <b>施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛</b>を要請  <small>(法第24条第9項)</small></li> <li>● <b>利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</b>を要請  <small>(法第24条第9項)</small></li> </ul>
集会場等（第5号）	集会場、公会堂 等	
展示場（第6号）	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等（第8号）	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設（第9号）	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場（第9号）	テーマパーク、遊園地	
博物館等（第10号）	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	

● 全施設について、**業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底**を要請（法第24条第9項）

# 3. 事業者向けの要請等

## (5) その他の施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業の活用など、学修者本位の効果的な授業の実施等
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

### 3. 事業者向けの要請等

#### (6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率等）**に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

- **営業時間短縮**を要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- **業種別ガイドラインの遵守**等を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

#### (7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請（法第24条第9項）



# 飲食店等に対する協力金

緊急事態宣言の延長に伴う営業時間短縮等の要請に、全面的にご協力頂いた飲食店等に対し、事業規模に応じた協力金を支給

○ **対象期間** 令和3年6月1日(火)～6月20日(日)【20日間】

○ **支給額** 一店舗当たり 中小企業：80万円～400万円  
(予定) 大企業：上限400万円

※詳細は追って公表

# 大規模施設の休業等への協力金

○営業時間短縮要請や土日の休業要請の対象となる**大規模な集客施設**・当該施設に入居する**テナント**が要請に全期間、全面的に応じて頂いた場合、**協力金**を支給

- ・ **大規模施設（1,000㎡超）**      **1,000㎡あたり 20万円/日**
- ・ **当該施設内のテナント**      **100㎡あたり 2万円/日**

\* 営業時間短縮の場合は、その割合に応じて支給

※詳細は追って公表



# 東京都中小企業者等月次支援給付金

- 都内中小企業等を対象に、国が給付する月次支援給付金（6月分）  
に対して都が上乗せして支給
- 国対象外の30%以上売上減少した事業者に対し、都独自に支給

売上減少率	国	東京都	合計
50%以上	法人 20万円 個人 10万円	<b>5万円(20万円) 2.5万円(10万円)</b>	25万円(40万円) 12.5万円(20万円)
30%以上 ～50%未満	なし	10万円 5万円	10万円 5万円

※（ ）内は酒類販売事業者への支給額

※金額は上限額であり1か月分の額

※詳細は追って公表

# 「テレワーク」の徹底と「早期帰宅」のお願い

- ✓ テレワークや時差出勤等の活用により  
出勤者を7割削減!
- ✓ 20時までの早期終業・帰宅を要請

# 都立施設等の対応

## 6月1日以降の対応

- **現在休業中の都立施設は、人流抑制策として事前予約制等による徹底した入場制限を実施し、感染防止対策の更なる強化を図った上で順次再開（20時までの時短営業）**  
**（動物園、有料庭園、美術館・博物館、屋内スポーツ施設等）**
  - ・ **人数制限 上野動物園2,000人/日（通常開業ピーク時の約10分の1規模）**  
※ただし、感染状況が悪化した場合は、休業等の措置を講じる
  - ・ **都庁展望室は閉鎖を継続**
- **都立公園の対応**
  - ・ **通行規制、特定エリアの立入制限、宴会、飲食等の自粛要請を継続**
  - ・ **売店等の営業を再開（20時までの時短営業、酒類の販売は禁止）**

# 学校の対応

## ✓ 都立高校

時差通学、オンラインを活用した分散登校の実施、飛沫感染の可能性の高い教育活動の中止等を継続

## ✓ 小中学校

感染対策の徹底とともに工夫した教育活動を

# 大学・短大・専修・各種学校への対応

- ✓ **感染拡大防止につながる取組を依頼**
  - **オンライン授業の積極的活用**
  - **クラスを分割した授業**
  - **大教室の活用 等**

# 東京都築地ワクチン接種センターの開設について

【接種開始予定日】令和3年6月8日（火）

【場所】築地五、六丁目デポ（車両基地）の一部

【接種対象者】警察や消防関係者等

【目標接種規模】5,000人／日程度  
※段階的に目標規模数へ拡大

【運用予定期間】6月8日（火）～6月30日（水）  
※9時～18時



# 区市町村の接種における都府財産の活用

名称	所在地	使用方法
旧東京都立玉川高校跡地	世田谷区	接種会場
国分寺市泉町いずみプラザ前都府地	国分寺市	駐車場
久米川第13住宅敷地	東村山市	駐車場
社会福祉施設建替促進施設	清瀬市	接種会場 駐車場
東京都社会福祉保健医療研修センター	文京区	接種会場

# 緊急的な一時宿泊場所の提供

## ○ビジネスホテルを提供



- ・対 象 住まいを失った方
- ・受付期間 緊急事態措置期間中
- ・受 付 TOKYOチャレンジネット
- ・問合せ先 0120-874-225  
0120-874-505（女性専用）



# 女性の方への相談体制

- 暮らしの中で様々な悩みを抱える方
- 仕事や住まいを失った方
- 家に居場所がない未成年等の方
- 外国人の方      ○ 生きづらさを抱える方

各相談窓口の連絡先、受付時間等はHPに掲載

東京都 女性への相談体制

検索



# 緊急事態措置の考え方

減少傾向を更に確実なものとし  
リバウンドを何としても阻止

現在の感染状況に即した、  
効果的で分かりやすい対策を  
国の基本的対処方針に基づいて重点的に実施  
感染状況次第では、措置等を機動的・抜本的に強化

# 緊急事態措置の延長に係る補正予算（専決処分）

感染拡大防止協力金の支給などを  
実施するため、**補正予算を編成**

**予算規模 2,673 億円**

# 令和3年度6月補正予算案（追加分）

大規模会場におけるワクチン接種などを実施していくため、**補正予算を編成**

追加分の予算規模	286 億円
6月補正全体の予算規模	4,552 億円

## 緊急事態措置の延長に係る補正予算について

- 感染力の高い変異株による感染が拡大していることを踏まえ、緊急事態措置の延長に伴う感染拡大防止協力金の支給など、必要な対策を迅速に実施します。
- このため、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき本日5月28日に専決処分を行います。

## 【補正予算の規模】

区 分	今 回 補 正	既 定 予 算	計
	億円	億円	億円
一 般 会 計	2, 673	8兆4, 208	8兆6, 881

## 【補正予算の財源】

区 分	歳 出	財 政 調 整		
		国 庫 支 出 金	基 金 繰 入	金
	億円	億円		億円
一 般 会 計	2, 673	2, 550		123

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

## 【問合せ先】

財務局主計部財政課  
電話 03-5388-2669

## 【補正事項】

### ○ 飲食店等に対する「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」の支給【産業労働局】 2, 294億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、都内の飲食店等に対して、緊急事態措置期間中の休業や営業時間の短縮を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の店舗を対象として「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」を支給

(営業時間短縮等に係る協力金の申請に当たっては、感染防止のガイドライン遵守や感染防止徹底宣言ステッカーの掲示、コロナ対策リーダーの選任・登録等が必要)

### ○ 「休業要請等を行う大規模施設に対する協力金」の支給【産業労働局】 378億円

都内の飲食店以外の大規模施設（建築物の床面積1,000㎡超）に対して、緊急事態措置期間中の休業や営業時間の短縮を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の施設やテナントなどの事業所を対象として「休業要請等を行う大規模施設に対する協力金」を支給

### ○ 休業要請等対象施設に対する状況調査【総務局】 0.6億円

都内の飲食店等に対して緊急事態措置期間中の休業等を要請することに伴い、取組状況について把握するため、営業状況等の調査を都内全域において実施

## 局別総括表（一般会計）

（単位：百万円）

区 分	今回補正額	既定予算額	計
政 策 企 画 局	-	9,523	9,523
都 民 安 全 推 進 本 部	-	2,287	2,287
総 務 局	60	1,577,820	1,577,880
財 務 局	-	583,339	583,339
デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	-	20,552	20,552
主 税 局	-	176,928	176,928
生 活 文 化 局	-	239,443	239,443
オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 準 備 局	-	412,220	412,220
都 市 整 備 局	-	84,005	84,005
住 宅 政 策 本 部	-	36,085	36,085
環 境 局	-	53,812	53,812
福 祉 保 健 局	-	1,379,809	1,379,809
病 院 経 営 本 部	-	15,227	15,227
産 業 労 働 局	267,191	1,366,006	1,633,197
建 設 局	-	564,635	564,635
港 湾 局	-	107,454	107,454
会 計 管 理 局	-	3,077	3,077
労 働 委 員 会 事 務 局	-	662	662
収 用 委 員 会 事 務 局	-	432	432
議 会 局	-	6,152	6,152
人 事 委 員 会 事 務 局	-	951	951
監 査 事 務 局	-	1,049	1,049
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	-	12,432	12,432
教 育 庁	-	863,695	863,695
警 視 庁	-	652,176	652,176
東 京 消 防 庁	-	251,067	251,067
合 計	267,251	8,420,838	8,688,090

（注）各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

## 令和3年度6月補正予算（案）（追加分）について

## 1 補正予算の主旨

- 新型コロナウイルスワクチン接種のスピードをさらに加速させるため、区市町村による住民接種とあわせて、大規模会場における接種を実施します。
- あわせて、緊急事態措置の延長に伴い、飲食店の休業や営業時間の短縮等の影響により売上高が減少した都内中小企業者等を対象に「東京都中小企業者等月次支援給付金」を支給します。
- このため、令和3年第二回定例会に補正予算を追加提案します。

## 2 財政規模

## (1) 補正予算の規模

区 分	補正予算			既定予算	計
	5月17日発表分	今回追加分			
一般会計	億円 4,529	億円 4,243	億円 286	億円 8兆6,881	億円 9兆1,410
特別会計	億円 —	億円 —	億円 —	億円 5兆8,317	億円 5兆8,317
公営企業会計	億円 22	億円 22	億円 —	億円 1兆9,027	億円 1兆9,050
合 計	億円 4,552	億円 4,265	億円 286	億円 16兆4,225	億円 16兆8,777

## (2) 補正予算の財源

区 分	歳 出	財 政 調 整		
		国庫支出金	基金繰入金	諸 収 入
一般会計	億円 286	億円 95	億円 80	億円 111

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【問合せ先】  
財務局主計部財政課  
電話 03-5388-2669



【補正事項】

○ **大規模接種会場における新型コロナウイルスワクチン  
集団接種事業【福祉保健局】** **185億円**

新型コロナウイルスワクチン接種のスピードをさらに加速させるため、区市町村が主体となって進めている一般住民向けの新型コロナウイルスワクチン接種とあわせて、都が主体となって集団接種を行う大規模会場を都内複数箇所に設置し、ワクチンの接種を実施

○ **東京都中小企業者等月次支援給付金【産業労働局】** **101億円**

緊急事態措置の延長に伴い、飲食店の休業や営業時間の短縮等の影響により令和3年6月の売上高が減少した都内中小企業者等を対象に、国が給付する月次支援金に対して都独自に支援金額を加算するとともに、月次支援金の支給対象外となる事業者の一部まで対象事業者を拡大

売上減少率	国による支援 (月次支援金)		都独自の支援 (月次支援給付金)	合計
50%以上	法人	20万円	5万円 (20万円)	25万円 (40万円)
	個人	10万円	2.5万円 (10万円)	12.5万円 (20万円)
30%以上 ～50%未満	法人	なし	10万円	10万円
	個人	なし	5万円	5万円

※ ( ) 内は酒類販売事業者への支援額

※ 金額は支援上限額

○ **新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業【福祉保健局】** **(財源更正)**

地域の診療所等が通常の診療に代わりワクチン接種に専念する際に支給する協力金について、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となったため、所要額の一部について財源を更正(国庫支出金 17億円)

## 「第 57 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 5 月 28 日(金) 19 時 30 分  
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

それでは、第 57 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

まず当初、いつものように私の方から状況について報告をいたします。

次、まず世界の各国の感染の状況になります。感染者数につきましては、全体で約 1 億 7,000 万人の方が感染をされ、約 350 万人の方が亡くなられているという状況にあります。

次、国内の発生状況になります。合計で約 72 万 7,000 名の方が感染をされ、1 万 2,600 名の方が亡くなっているという状況にあります。

次、都の発生状況になります。これまで、約 16 万人の方が感染をされています。このうち、約 15 万 1,400 人の方が、退院等によって回復をされています。

現在の入院につきましては 2,171 人という状況になっています。

次、直近の国の動きになります。本日 5 月 28 日、第 67 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催をされ、対策の基本的対処方針が改定をされています。

次、直近の都の対応になります。東京都緊急事態措置の延長、5 月 31 日まで延長しているところです。

次、直近の各局の主な対応になります。

政策企画局。若い世代の外出自粛等について効果的に呼びかけていくため、その意識や行動に関してオンラインアンケート調査を実施しました。また、5 月 21 日 1 都 3 県でテレビ会議を実施、共同メッセージを発出、そして 26 日には、同じくテレビ会議を実施して、国への共同要請を実施いたしました。

その下、総務局になります。飲食店等に対する施設の使用制限等につきましてはの要請・命令を実施しています。要請については 198 店舗、命令については 42 店舗という状況にあります。

次、主税局です。納税者の負担感に配慮する観点から、令和 3 年度に限り、固定資産税及び都市計画税の土地の課税標準額を、令和 2 年度の課税標準額に据え置く措置を実施いたしました。

その下、生活文化局です。東京都つながり創生財団と連携をし、都内外国人向けに緊急事態宣言等が延長される 5 月 12 日以降の都の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む 16 言語で発信をいたしました。

また、「学校生活のコロナ対策」を活用した感染症対策の徹底を私立学校へ周知をしています。

広報東京都6月号で、感染防止対策、感染症に対応した支援、相談窓口について掲載をいたしました。

次、都民安全推進本部です。若者総合相談センター(若ナビα)にて、従来の電話・メール・LINEの相談に加えまして、面接相談にズームを活用したオンライン相談機能を追加をいたしました。

また、繁華街を訪れている若者に対しまして、外出自粛への協力の呼びかけを行っております。

その次、オリンピック・パラリンピック準備局です。感染防止対策の徹底及び運動前後の会食を徹底して控えるよう呼びかけを行った上で、屋外スポーツ施設の利用を5月12日から再開をしております。なお、屋内スポーツ施設につきましては引き続き休館をしているところです。

その下、環境局です。閉鎖をしておりました自然公園施設等の駐車場につきましては、5月12日から再開をしています。

次、産業労働局になります。「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」、そして「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」5月31日までの実施分、そして、「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」、緊急販路開拓助成事業の開始について、テレワーク導入率の調査結果を公表しております。

また、「新しい日常」対応型サービス創出支援事業の申請受付、そしてコロナ禍での中小企業の多様な経営課題に対応する専門家派遣の申請受付を開始いたしました。

さらにテレワーク・マスター企業支援事業の開始、そして、「デジタル人材育成支援事業」の募集開始について公表をしております。

5月26日には「観光事業者の経営力強化に向けた専門家派遣」の申請受付を開始、「緊急対策委託訓練」の開始について公表をいたしました。

現在、新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談(解雇・雇止めや「リモートハラスメント」等)を5月27、28日に実施をしております。

次、建設局です。4月23日の宣言発出時の対応を延長をしておりますとともに、都立公園内の駐車場運動施設は、基本的対処方針に沿って再開をいたしました。

港湾局につきましても、海上公園内の駐車場・運動施設を基本的対処方針に沿って再開をしております。

その下、交通局です。「自衛隊東京大規模接種センター」の開設に伴いまして、都バスによります東京駅発着の無料シャトルバスの運行支援、都営地下鉄大手町駅におけるコンシエルの配置やポスターを活用した案内を実施しております。

次、下水道局です。下水中に含まれる新型コロナウイルスの調査として、大学の学生寮等から排出される下水を採取し、東京都健康安全研究センターで分析を実施しています。

その下、教育庁です。都立学校におきまして、緊急事態宣言の延長に伴い、時差通学・分散登校等の実施及び飛沫感染の可能性の高い教育活動・部活動等を中止しております。区市

町村にはその措置を参考に対策の徹底を再周知しております。

また、「学校生活のコロナ対策」(動画・リーフレット)を活用しました感染症対策の徹底を周知しております。これも同じく区市町村に感染症対策の徹底を周知をしているところ  
です。

各局の取り組みについては以上になります。

ここで次に、各局からご報告をいただきます。まず、東京都におけます緊急事態措置等(案)、他の案件につきまして、総務局長からお願いいたします。

#### 【総務局長】

はい。それでは、東京都における緊急事態措置等の案、さらに、「都庁におけるテレワーク等の取組」についてご説明をいたします。

先ほど、政府対策本部が開催され、東京都のほか8道府県を対象に、特措法に基づく緊急事態宣言を6月20日まで延長することが決定をされております。

これを受けて、都における緊急事態措置等の案をご説明いたします。

緊急事態措置等の対象となる区域は、都内全域、期間は6月1日0時から6月20日24時までとなります。

措置等の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流抑制を最優先に、都民及び事業所に向けた要請等を行います。

なお、今後の感染状況次第では、措置等の内容を機動的かつ抜本的に強化をまいります。

まず、都民向けの要請です。これまでと同様、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請をいたします。

特に、不要不急の20時以降の外出、帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えること等を要請します。

次に、事業者向けの要請等です。施設規模に応じて営業時間の短縮・休業等を要請する施設ありますが、表に示した百貨店等の商業施設、遊技場、遊興施設等については、1,000㎡超の施設については、平日は営業時間の短縮及び入場整理等の実施を要請し、土日は休業を要請します。1000㎡以下の施設につきましては、全日、営業時間の短縮及び入場整理等の実施の協力を依頼します。

次に、休業を要請する施設です。酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設や飲食店に対し、酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合を除き、休業を要請します。

なお、休業を要請する施設には、利用者による酒類の店内持ち込みを認めている施設を含みます。

次に、営業時間の短縮等を要請する施設です。酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設及び飲食店に対し、20時までの営業時間の短縮を要請します。

また、入場する者に対するマスクの着用の周知や、施設の換気、アクリル板の設置、利用

者の適切な距離の確保等、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置等を要請をします。

結婚式場に対しましては、酒類またはカラオケ設備の提供停止、20 時までの営業時間の短縮等を要請します。また、利用者による施設内への酒類の持ち込みを認めないこと等について協力を依頼します。

次に、規模要件に沿った施設使用の要請等を行う施設であります。表に示した劇場等、集会所等、展示場等について、人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内などや、21 時までの営業時間短縮を要請します。

また、イベント開催以外の場合は、20 時までの営業時間の短縮を要請し、または短縮の協力を依頼します。

また、入場整理や利用者による施設内への酒類の持ち込みを認めないこと等を要請します。

次は、その他の施設への要請等の内容です。学校、大学等に対して感染リスクの高い活動等の制限、遠隔授業の活用など、学修者本位の効果的な授業の実施の協力を依頼します。

集会場等に対して、酒類提供自粛や、利用者による施設内への酒類の持ち込みを認めないこと等の協力を依頼します。

博物館等に対して、入場整理の協力を依頼します。

遊興施設に対して、酒類提供自粛や、利用者による施設内への酒類の持ち込みを認めないこと等の協力を依頼します。

商業施設に対して、入場整備の実施、酒類提供・カラオケ設備の使用自粛の協力を依頼します。

学習塾等に対しては、オンラインの活用の協力を依頼します。

さらに、全ての施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請いたします。

次に、イベント開催制限についてです。イベント主催者等に対して、規模要件等に沿ったイベントの開催を要請します。

また、5時から21時までの営業時間の短縮や業種別ガイドラインの遵守等の要請を行います。

最後に職場への出勤等です。職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請します。

また、事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請します。

なお、本日、書面開催した感染症対策審議会において、緊急事態措置等(案)については、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

最後にスライドはありませんが、都庁におけるテレワーク等の取組についてでございます。

これまでも都民・事業者の皆様、夜間の外出自粛をお願いしてきたところでございますが、今般、改めて特措法に基づき、20 時までの早期の終業・帰宅の徹底を要請することとなりました。

都庁では、すでに原則毎日のテレワーク実施に取り組んでいるところですが、登庁している職員につきましては、感染症対策等に従事する職員を除き、原則として、20 時までの完全退庁・帰宅を徹底していただきたいと思っております。

また、テレワークについても引き続き、原則毎日の実施をお願いいたします。

この件につきましては、各局長がそれぞれの局の実情を踏まえ、実施状況を把握しながら、創意工夫を凝らして、何としても実現をしていただきたいと考えております。

説明は以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、飲食店等に対する協力金、他の案件につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

#### 【産業労働局長】

当局からは 3 点のご報告をさせていただきます。

1 点目は協力金の支給についてでございます。緊急事態措置を延長いたします 6 月 1 日から 20 日までの間、全面的にご協力いただいた飲食店等に対しまして、売上高に応じて 1 店舗当たり、中小企業には 80 万円から 400 万円、大企業には上限 400 万円の協力金を支給いたします。

これに加えまして、今回の要請に伴い、休業や営業時間の短縮に全期間、全面的にご協力いただく大規模な集客施設・テナント等に対しまして協力金を支給いたします。

2 点目は、東京都中小企業等月次支援給付金についてです。今回、緊急事態措置が延長されたことから、6 月の売上が減少した都内中小企業者等に対して、国の月次支援金に、都が上乗せして給付金を支給いたします。

また、国が支給対象としていない 30%以上売上が減少した事業者に対しましては、都独自に給付金を支給いたします。

最後に、「テレワーク」の徹底と「早期帰宅」のお願いについてです。事業者の皆様には、引き続き、テレワークの徹底等により出勤者数を 7 割削減していただくようお願いいたします。

また、出勤せざるを得ない従業員の方々も、遅くとも 20 時までに終業し、帰宅していただくよう、特措法に基づき、各企業に要請をいたします。

引き続き人流抑制や感染防止対策の徹底に向けて、事業者の皆様を取組をサポートしてまいります。

以上です。

**【危機管理監】**

ありがとうございました。

次、続きまして、都立施設等の対応につきまして、政策企画局長からお願いいたします。

**【政策企画局長】**

はい。都立施設等の対応について申し上げます。

現在休業中の動物園、有料庭園、美術館・博物館などの都立施設につきましては、人流抑制策として、事前予約制等による徹底した人数制限を実施いたしますとともに、感染防止対策をさらに強化した上で順次再開をいたします。

例としまして、上野動物園につきましては、通常の開園時における1日最大入場者数は約2万人でございますが、再開に当たりましてはその10分の1である1日2,000人を定員といたします。

ただし、これらにつきましては、感染状況が悪化した場合には速やかに休業等の措置を講ずることといたします。各局におきましてはご留意いただきたいと思います。

また、都庁展望室につきましては引き続き閉鎖をいたします。

都立公園につきましては、通行規制や特定エリアの立入制限、宴会や飲食等の自粛要請を継続いたします。公園内の売店等につきましては、来園者の水分補給や便益などを考慮し、酒類の販売を禁止した上で営業を再開いたします。

以上の点につきまして、別途、詳細を通知しますので、適切にご対応をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

**【危機管理監】**

ありがとうございました。

次、続きまして、学校の対応につきまして、教育長からお願いします。

**【教育長】**

はい。学校の対応についてでございます。

都立高校におきましては、生徒等の心身の健康の維持等に配慮しながら、時差通学の徹底やオンラインを活用した分散登校の実施、飛沫感染の可能性の高い教育活動の中止等を継続いたします。

感染不安や感染予防により登校できない児童生徒等につきましては、健康状態の把握とともに、オンライン等を活用するなど学習内容や課題を配信し、子どもたちの学びを保障してまいります。

次に、小中学校でございますが、小中学校におきましても、感染症対策を一層徹底していただくとともに、児童・生徒の心身の健康を維持するため、工夫した教育活動を引き続き行っていただくようお願いをいたしてまいります。

また、教育活動における熱中症事故を防止するため、マスクの正しい着け外しにつきましても、改めて徹底してまいります。

以上でございます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして大学・短大・専修・各種学校への対応、他の案件につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

#### 【福祉保健局長】

はい。まず、大学等での対応についてご説明申し上げます。

現在、新規陽性者数は減少傾向にあるものの、依然高い値で推移しており、感染者のうち、10代・20代の方が約4割となっております。

大学・短大や専修学校・各種学校において、引き続きオンライン授業の積極的な活用やクラスを分割した授業、大教室の活用等、感染拡大防止に繋がる取組をお願いしてまいります。

次、お願いします。次に、ワクチン接種についてでございますが、ワクチンの接種を加速するため、6月8日火曜日から大規模接種を実施いたします。

東京2020大会で使用する車両基地を活用して、「東京都築地ワクチン接種センター」を設置し、警察や消防関係者等を対象に接種を行います。

医療スタッフは、都立・公社病院の医師のほか、歯科医師や潜在看護師の方々にも、ご協力いただけることとなっております。

今後、区市町村と十分連携を図りながら、早期に新たな都の大規模接種会場等を選定し、規模の拡大を図ってまいります。

次、お願いします。また、区市町村が行う住民への接種を迅速かつ円滑に進むよう、接種会場等として使用する都有施設を無償で貸与いたします。

現在、5自治体への提供が決まっており、今後も区市町村のニーズに応じて対応してまいります。

次、お願いします。次に一時宿泊場所の提供についてでございますが、緊急事態宣言の延長にあわせまして、新型コロナウイルスの影響で失業されるなど、住まいを失った方に対し、ビジネスホテルを一時的な宿泊場所として提供いたします。

次、お願いします。最後に女性の方への相談体制でございます。仕事や住まいを失った方、生きづらさを抱える方など、様々な悩みをお持ちの女性の方の相談を受けとめるため、引き続き、相談支援体制の確保してまいります。



以上でございます。

**【危機管理監督】**

ありがとうございました。

次、報告のあります局等につきましては以上と伺っておりますが、この他にこの場でご発言等ある方、多羅尾副知事お願いいたします。

**【多羅尾副知事】**

はい、先ほど総務局長から、都の職員について 20 時までの完全退庁・帰宅を徹底するよう話がありました。今回、特措法に基づき、都民・事業者の皆様幅広く早く時間の終業・帰宅の徹底をお願いする以上、まず都庁において、徹底していくことが大変重要でございます。

なお、来週からは、都議会の定例会も始まります。先ほど都議会にもご理解とご協力をお願いしてきたところでございます。

各局感染症対策をはじめ、それぞれ重要な事業に取り組んでいるところですが、緊急事態宣言下、各局長がこの取組の意義を職員一人一人に明確に自覚させ、強い指導力をもって、徹底していただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

**【危機管理監】**

ありがとうございました。他にご発言のある方いらっしゃいますか。

よろしければ、会のまとめといたしまして本部長からご発言をお願いいたします。

**【都知事】**

はい。それでは第 57 回の対策本部会議であります。

先ほど、国において、東京都ほか 8 道府県を対象として、特措法に基づきます緊急事態宣言を 6 月 20 日曜日まで延長することが決定されました。

都は、緊急事態宣言のこの延長を受けまして、緊急事態措置等を延長いたします。

現在、感染者数は減少傾向にございますが、その流れをさらに確実なものとして、リバウンドを何としても阻止していく、そのための取組であります。

先ほどそれぞれの局長から報告がございましたとおり、現在の感染状況に即しました、効果的で分かりやすい対策を、国の基本的対象方針に基づいて重点的に実施をしております。

今後の感染状況次第では、措置等の内容を機動的かつ抜本的に強化をいたします。

なお、本日開催されました国の基本的対処方針分科会におきましては、西村大臣から、各知事が実施する大規模商業施設等への休業要請について、事業者と国民の皆様のご協力を是非ともお願いしたい旨の発言もございました。

感染拡大防止協力金の支給など必要な対策を迅速に実施するため、2,673 億円の補正予算を、本日、専決処分により措置をいたします。

また、ワクチン接種をさらに加速させていくために大規模会場におけます接種を実施するなど、必要な対策を実施してまいりるために、総額で 286 億円の補正予算を編成しまして、先週発表いたしました予算と合わせて、来月の都議会定例会の方に提案をいたしてまいります。

この後、臨時記者会見、開きます。都民・事業者の皆様に対する呼びかけとなります。

それぞれの局においては、現在の減少の流れをさらに確実なものとして、リバウンドを何としてでも阻止をする。そのために引き続き全庁一丸となつての対策に取り組んでください。

私から以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第 57 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。